

号外

企広報たかやま

Takayama

詳細はこちら



新型コロナウイルス感染症に関する支援策特集

【5月11日の市議会臨時会で可決された緊急経済対策】

コロナワクチン接種会場までの移動支援

対象 自家用車の利用や家族などによる送迎、公共交通機関の利用が困難な65歳以上の集団接種会場におけるワクチン接種者

内容

【高山地域】

①無料シャトルバスの運行

運行ルート：高山駅西口⇄ビッグアリーナ

②タクシー利用補助券の配布(接種券に同封し郵送)

対象運行：自宅など⇄ビッグアリーナまたは高山駅西口

補助額面：1回600円券×4枚(2回接種の往復分)

【支所地域】

①無料シャトルカーの運行

運行ルート：地域内を巡回⇄各支所地域の接種会場

運行車両：ジャンボタクシーほか

問合せ 健康推進課 ☎35-3160



公共交通の利用促進

①貸切バス等利用支援事業

市民が貸切バスなどを利用して県内を移動した場合、利用料金の一部を助成します。

内容 貸切バス1台5万円/日を上限(補助率1/2)

タクシー1台3万円/日を上限(補助率1/2)

②旅行ツアー企画支援事業

路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内を対象とした旅行企画に対して助成します。

内容

路線バス(特典付与)2千円/人を上限(補助率10/10)

貸切バス(利用助成)1台5万円/日を上限(補助率1/2)

タクシー(利用助成)1台3万円/日を上限(補助率1/2)

申込 バス・タクシー事業者窓口(詳しくは、チラシや市HP)などでお知らせします)

※実施期間はいずれも12月31日(金)まで(予定)

問合せ 都市計画課 ☎57-7444



事業者における継続雇用の支援

事業活動の縮小を余儀なくされている事業者(出向元)が、従業員を在籍させたまま、他の事業所へ出向させる場合に、出向元が負担する賃金などの出向運営経費と国の助成金との差額を全額助成します。

申込 申請書に国の支給決定通知書などの必要書類を添付し窓口

◎市雇用調整支援事業補助金(※)は当面6月まで継続します。

※一時的に雇用者の休業などを行い、支払った休業手当について国の雇用調整助成金を活用した際の自己負担分の全額助成

問合せ 雇用・産業創出課 ☎35-3182



中小企業の生産性革命・事業再構築などへの支援

ポストコロナを見据え、市内事業者が行う新事業の創出や高付加価値化などの取り組みを支援します。

内容 国・県の補助金を活用する場合、事業者の自己負担額の一部を助成します。

対象事業

- ・非接触型サービスの展開(ネット販売など)
- ・デジタル化への移行(キャッシュレス決済導入など)
- ・商品・サービスの高付加価値化(新商品開発など)ほか

申込 申請書に国・県の交付決定通知書などの必要書類を添付し窓口

問合せ 商工振興課 ☎35-3144



臨時職員の緊急雇用

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇された失業者や就労の機会を失った求職者を市の臨時職員として雇用します(約10人)。

業務内容 新型コロナウイルス感染症対策の臨時的業務や今後実施する各種支援事業の業務

申込 臨時職員登録者から選考採用します。臨時職員への登録方法は市HPをご覧ください。

問合せ 総務課 ☎35-3133



教育旅行誘致の促進

教育旅行の誘致を促進することで、市内の消費喚起を図ります。

対象 市内外の小中学校、高等学校、特別支援学校などが実施する市内での宿泊を伴う修学旅行など

内容 教育旅行で来高される学生などに対し、一人あたり1,000円の商品券を配布

期間 8月1日(日)～令和4年2月28日(月)(予定)

商品券取扱加盟店の登録 6月上旬から募集予定

問合せ 観光課 ☎35-3145



新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

(令和3年5月15日時点)

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
【個人向け】生活支援					
生活資金に困っている	1	生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	感染症の影響により収入が減少した世帯	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金などの特例貸付(上限20万円)を実施(～令和3年6月末) 	社会福祉協議会 ☎ 35-0294
	2	福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和【市】	感染症の影響により生計を維持することが困難になった方	<ul style="list-style-type: none"> 他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)(～令和3年6月末) 	福祉課 ☎ 35-3139
	3	高等教育就学支援新制度・貸与型奨学金【国】	家計が急変した家庭の学生	<ul style="list-style-type: none"> 学費などの家計を支援 	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
	4	住居確保給付金【国】	給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	<ul style="list-style-type: none"> 住居喪失または住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給 家賃相当額を原則3カ月間支給 	市福祉サービス総合相談支援センター ☎ 35-3002
	5	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】	令和2年4月から令和3年6月までの間に、事業主の指示により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当の一部を給付 支給額：休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限額あり)×休業実績 国の休業支援金・給付金を活用する場合において、当該労働者の休業前の1日あたりの平均賃金額に休業実績の日数を乗じて得た額と国の支援金・給付金との差額(自己負担分)を全額補助 	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 雇用・産業創出課 ☎ 35-3182
	6	県営住宅による支援【県】	県営住宅入居者および新規入居者居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の支払が困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除 解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供 	県営住宅供給公社 ☎ 0584-81-8503
	7	市営住宅による支援【市】	市営住宅入居者および新規入居者居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、敷金および駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減免または猶予。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除 解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 	建築住宅課 ☎ 35-3176
新型コロナウイルスに感染したら	8	新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	感染症にかかった方	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染者の入院医療費の自己負担をすべて公費負担 	厚生労働省
	9	国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の給付【国・市】	給与等の支払いを受けている国保および後期高齢加入者で感染症にかかった方または疑いのある方で仕事を休んだ方	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を給付 手当金額：直近3カ月の一日当たり平均給与額等額の2/3×対象日数 	市民課 ☎ 35-3003
子どもがいる方のために	10	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のひとり親世帯分)【国】	児童扶養手当の受給資格がある世帯など	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ②感染症の影響により、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 ※令和3年4月分の児童扶養手当受給者(5月7日支給済) 	子育て支援課 ☎ 35-3140
納税等の特例	11	自動車税の軽減措置の延長【県】	自家用乗用車を取得される方	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	飛騨県税事務所 ☎ 33-1111

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎ 36-0024)にお問い合わせください

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
納税等の特例	12	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料等の減免、支払い猶予【国・市】	<p>感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入などが一定程度下がった世帯</p> <p>感染症の影響により納付が困難な方</p> <p>感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方</p>	<p>【主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病を負った世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により保険料を全額免除 <p>【主たる生計維持者の事業収入等の減少した世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により前年の合計所得金額の区分に応じて保険料のうち、対象額の2/10～10/10を減免 <p>※7月の保険料の本算定で保険料額が確定した後で審査し、保険料の減免の可否をお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予 国民年金保険料の免除申請または特例申請 <ol style="list-style-type: none"> 感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方 当年中の所得見込額が保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方 	市民課 ☎35-3495
	13	介護保険料の減免、支払い猶予【国・市】	<p>感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者</p> <p>感染症の影響により納付が困難な方</p>	<p>【世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により介護保険料を全額免除 <p>【主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料額の8/10または10/10を減免 <p>※4月～6月に申請されたものについては、7月の保険料の本算定で保険料額が確定した後で審査し、保険料の減免の可否をお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の毎月の支払いについて、申請により支払期限を最大6カ月猶予 	高年介護課 ☎35-3178
	14	占用料等の納付猶予【県】	感染症の影響により納付が困難な方	道路、河川、砂防の占用料などについて、 最長で1年間納付を猶予(納期限が令和2年2月1日から令和3年6月30日までの間にあるもの)	高山土木事務所 ☎33-1111
	15	使用料の納付猶予【県】	感染症の影響により納付が困難な方	都市公園における公園施設の設置もしくは管理許可または占用許可に基づく使用料について、 最長で1年間納付を猶予	
	【事業者向け】雇用継続支援				
従業員の雇用を継続させたい	16	雇用調整助成金【国・県・市】	労働者を一時休業、教育訓練または出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当、賃金などの一部を助成 雇用保険被保険者でない非正規労働者の休業も対象 <ul style="list-style-type: none"> 国の雇用調整助成金を活用する場合において、雇用調整助成金にかかる労働者の休業手当相当額と国の助成金額との差額(事業者負担分)を全額補助 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	17	産業雇用安定助成金【国】	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図った事業者	<ul style="list-style-type: none"> 出向運営経費や出向初期経費の一部を助成 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	18	労働力シェア促進交付金【県】	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図るため人材の受入れを行った事業者	<ul style="list-style-type: none"> 県が運営するマッチングサイトに掲載された求人情報などによる出向で受け入れた人材を県内の事業所において従事させ、出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結するなど一定の要件を満たした場合に助成 	県産業人材課 ☎058-272-8406
離職した求職者を雇いたい	19	トライアル雇用助成金【国】	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を試行的に雇用した事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事前にトライアル雇用求人を出向先提出し、ハローワークの紹介により対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成 支給額：トライアルコース：月額最大4万円 短時間トライアルコース：月額最大2.5万円 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	20	新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金【県】	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を正社員とした雇用した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 離職を余儀なくされた方を正社員として雇用した場合に奨励金を支給 1人あたり20万円(就職氷河期世代で前職が非正規雇用の場合は30万円) 	県労働雇用課 ☎058-272-1111 (内線3122)

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合
新たに従業員を雇いたい	21	農業労働力確保緊急支援事業【国】	技能実習生などを確保できない生産者	<ul style="list-style-type: none"> 代替人材確保に伴う賃金や交通費など掛かり増し経費を支援 農林水産省経営局 就農・女性課 ☎03-3502-6469
【事業者向け】事業継続支援				
経営を建て直したい	22	一時支援金【国】	中小企業者など 農林漁業者など	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛の影響を受けたことにより、2021年の1月、2月または3月の売上が50%減少した場合に、法人は60万円以内(個人事業者は30万円以内)で給付(～5月31日(月)) 一時支援金事業 コールセンター ☎0120-211-240
	23	商業機能等持続化事業補助金【市】	市内でテナントにより店舗などを経営する中小企業者など	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月～令和3年2月のいずれかの間に、売上が前年同月比で20%以上減少している者に対し、入居する店舗や事務所などの賃借料を支援 補助上限：1事業者につき40万円 雇用・産業創出課 ☎35-3182
	24	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業【国】	畜産農家(肥育牛生産)	<ul style="list-style-type: none"> 経営体質の強化に向けた取り組みを支援 補助率：定額(1頭あたり2万円以内) 県畜産協会 ☎058-201-1531
	25	優良肉用子牛生産推進緊急対策事業【国】	畜産農家(肉用子牛生産)	<ul style="list-style-type: none"> 肉用子牛の全国平均単価が発動標準を下回った場合に、経営改善のための取り組みを行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付 補助率：定額(1頭あたり1万円または3万円) 県畜産協会 ☎058-201-1531
前向きな投資をしたい	26	生産性革命推進事業の拡充【国】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取り組みを支援 中小企業基盤整備機構 ☎03-6459-0866 中小企業生産性革命推進事業コールセンター ☎03-6837-5929
	27	アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金【県】	小規模事業者	<ul style="list-style-type: none"> 県内に主たる事務所を有する小規模事業者に対し、事業転換などアフターコロナに向けて意欲的に取り組む事業を支援 補助率2/3、補助上限150万円 高山商工会議所 ☎32-0380 高山北商工会 ☎72-4130 高山西商工会 ☎53-3112 高山南商工会 ☎52-3460
	28	中小企業等事業再構築促進事業【国】	中小企業者、中堅企業	<ul style="list-style-type: none"> ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、事業者などの思い切った事業再構築の取り組みを支援 通常枠：100万円～6,000万円、卒業枠：6,000万円～1億円 など 事業再構築補助金 コールセンター ☎0570-012-088
資金繰りのための融資等を受けたい	29	危機関連対応資金【県・市】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 売上げなどが減少している事業者の資金繰りを支援 ＜融資条件＞ 融資限度額：1億円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内(いずれも据置1年以内) 融資利率：年1.0% 信用保証料負担：0.6% 市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
				<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(令和3年9月までの融資実行分) 利子：3年間全額補給 保証料：全額補給 商工振興課 ☎35-3144
	30	県返済ゆったり資金【県・市】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 売上げなどが減少している事業者の資金繰りのための資金借換(一本化)を支援 ＜融資条件＞ 融資限度額：8千万円 償還期間：10年以内(据置2年以内) 融資利率：金融機関所定利率 信用保証料負担：0.35%～1.50% 市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
				<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(令和3年9月までの融資実行分) 利子：3年間全額補給 保証料：全額補給 商工振興課 ☎35-3144

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
資金繰り のための 融資等を受 けたい	31	新型コロナ経営 改善資金 【県・市】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長からセーフティネット保証4号、5号(15%以上売上減少に限る)、危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動計画を策定した事業者に対し、保証料実質負担のない制度により、事業者の資金繰りを支援 <ul style="list-style-type: none"> ＜融資条件＞ 融資限度額：4千万円 償還期間：10年以内(据置5年以内) 融資利率：年1.4% 信用保証料負担：0.10% 信用保証料は、岐阜県信用保証協会の助成制度により、実質負担はゼロ 	市内金融機関 県商業・金融課 ☎058-272-8389
				<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(令和3年9月までの融資実行分) • 利子3年間全額補給 	商工振興課 ☎35-3144
	32	新型コロナウイ ルス感染症特別 貸付 【日本政策金融公庫】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で無担保・無保証人による貸付を実施(融資後の3年間まで0.9%の金利引下げ、金額上限あり) 国による利子補給あり(金額上限・条件あり) <ul style="list-style-type: none"> ＜融資条件＞ 融資限度額：3億円(中小企業事業) 6,000万円(国民生活事業) 償還期間：運転15年以内、設備20年以内(いずれも据置5年以内) 融資条件：1.11%(中小企業事業)、 1.36%(国民生活事業) 	日本政策金融公庫 岐阜支店 ☎058-263-2137 高山商工会議所 ☎32-0380 高山北商工会 ☎72-4130 高山西商工会 ☎53-3112 高山南商工会 ☎52-3460 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060-515
	33	経営環境変化対 応資金(セーフ ティネット貸付) 【日本政策金融公庫】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象とした融資制度 <ul style="list-style-type: none"> ＜融資条件＞ 融資限度額：7.2億円(中小企業事業) 4,800万円(国民生活事業) 償還期間：運転8年以内、設備15年以内(いずれも据置3年以内) 融資条件：1.11%(中小企業事業)、 1.91%(国民生活事業) 	日本政策金融公庫 岐阜支店 ☎058-263-2137 高山商工会議所 ☎32-0380 高山北商工会 ☎72-4130 高山西商工会 ☎53-3112 高山南商工会 ☎52-3460
	34	マル経融資(小 規模事業者経営 改善資金) 【日本政策金融公庫・市】	小規模事業者	<ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で貸付(融資後3年間まで金利0.9%引下げ) 国による利子補給あり(金額上限・条件あり) <ul style="list-style-type: none"> ＜融資条件＞ 融資限度額：1,000万円 償還期間：運転7年以内(据置3年以内) 設備10年以内(据置4年以内) 融資条件：1.21% 	日本政策金融公庫 岐阜支店 ☎058-263-2137 高山商工会議所 ☎32-0380 高山北商工会議所 ☎72-4130 高山西商工会議所 ☎53-3112 高山南商工会議所 ☎52-3460 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060-515
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、国の利子補給の対象外となった事業者に対し市による支援を追加(令和3年9月までの融資実行分) • 利子：3年間全額補給 	商工振興課 ☎35-3144	

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
資金繰りのための融資等を受けたい	35	衛生環境激変特別貸付(特別貸付) 【日本政策金融公庫・市】	旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より10%以上減少した旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む事業者に対し、別枠で貸付(一定の条件により金利0.9%引下げ) <融資条件> 融資限度額：1,000万円(旅館業は3,000万円) 償還期間：運転7年以内(据置2年以内) 融資条件：1.86% 	日本政策金融公庫 岐阜支店 ☎058-263-2137 高山商工会議所 ☎32-0380 高山北商工会 ☎72-4130 高山西商工会 ☎53-3112 高山南商工会 ☎52-3460 飛騨高山旅館ホテル組合 ☎57-9800 高山飲食業組合 ☎36-2858
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による支援を追加(令和3年9月までの融資実行分) 利子：3年間全額補給 	商工振興課 ☎35-3144	
	36	農林漁業セーフティネット資金 【日本政策金融公庫】	農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りに著しい支障をきたしている事業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付 利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額1,200万円など(6月30日(水)までの貸付決定分) 	日本政策金融公庫 ☎0120-926-478 市内金融機関
	37	林業・木材産業災害復旧対策保証 【農林漁業信用基金】	林業・木材産業運営者	<ul style="list-style-type: none"> 経営の維持安定が困難な運営者に対する貸付 債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円 ※申込窓口は、取引先の金融機関	農林漁業信用基金 ☎03-3294-5585
	38	社会福祉施設等に対する融資 【福祉医療機構】	社会福祉施設などの運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続することが困難な運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付 貸付利率：当初5年間6,000万円(新型コロナウイルス感染症が出たことによる休業などにより減収となった入所施設(地域密着型は除く)は1億円)まで無利子、当該金額を超えた部分は0.2%、6年目以降0.2% 	福祉医療機構 ☎0120-343-862 ☎03-3438-0403
	39	セーフティネット保証 【信用保証協会】	売上が一定程度減少した中小企業者	<保証4号> <ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より20%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 <保証5号> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 ※4号と5号は併用可であるが、同じ枠での利用となる	商工振興課 ☎35-3144 岐阜県信用保証協会高山支店 ☎33-5014
	40	危機関連保証 【信用保証協会】	売上が一定程度減少した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より15%以上減少した事業者に対して、通常の保証枠およびセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務枠を追加 	
41	危機対応融資 【商工組合中央金庫】	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 直近の売上が前年より5%以上減少した事業者に対する資金繰り支援として貸付を実施(融資後3年間で金利0.9%引下げ) 国による利子補給あり(金額上限・条件あり) <融資条件> 融資限度額：3億円 償還期間：運転15年以内、設備20年以内 (いずれも据置5年以内) 融資条件：1.11%	商工組合中央金庫 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0120-542-711 ☎0570-060515	

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
資金繰りのための融資等を受けたい	42	経営安定特別資金融資の条件変更【市】	市制度融資利用者	<ul style="list-style-type: none"> 市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予などの条件変更を受ける際に追加が必要となる保証料を全額支給(令和3年9月までの条件変更分) 	市内金融機関 商工振興課 ☎35-3144
	43	小口融資の条件変更【市】			
	44	創業支援資金融資の条件変更【市】			
	45	新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資【市】	市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による追加支援を実施(令和3年9月までの融資実行分) 利子：3年間全額補給 保証料：全額補給 融資条件は各金融機関により異なる 	
	46	新型コロナウイルス関連融資の条件変更【市】	新型コロナウイルス関連融資利用者	<ul style="list-style-type: none"> 市が定める新型コロナウイルス関連融資の利用者が、一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に、追加が必要となる保証料を全額支給(令和3年9月までの条件変更分) 	
納税等の特例	47	固定資産税の特例措置の拡充・延長【国】	新規に設備投資を行う中小事業者	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする 	税務課 ☎35-3627
	48	自動車税の軽減措置の延長※再掲【県】	自家用乗用車を取得される方	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	飛騨県税事務所 ☎33-1111
	49	占用料等の納付猶予※再掲【県】	感染症の影響により納付が困難な法人	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、砂防の占用料などについて、最長で1年間納付を猶予(納期限が令和2年2月1日から令和3年6月30日までの間にあるもの) 	高山土木事務所 ☎33-1111
	50	使用料の納付猶予※再掲【県】	感染症の影響により納付が困難な法人	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園における公園施設の設置もしくは管理許可または占用許可に基づく使用料について、最長で1年間納付を猶予 	
【みんなで応援】消費喚起支援					
みんなで応援しよう	51	プレミアム付き商品券「みんなで応援商品券」の発行(第2弾)【市】	市民	<ul style="list-style-type: none"> 市内の加盟登録したお店で利用できるプレミアム率100%のみんなで応援商品券を発行 利用期間：～5月31日(月)まで 	プレミアム付き商品券委員会事務局 ☎36-0520
	52	匠の家づくり支援事業補助金の拡充【市】	木造建築物の建築主、市内建築事業者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助単価などを拡充 補助対象：主な構造材の60%以上に市産材を使用する建築物 補助率等：市産材の使用量に対し、2万円/m²→4万円/m²(拡充分は、家具・木製品等の購入費用に対し助成) 補助上限：新築 50万円→100万円 増改築 20万円→40万円 	林務課 ☎35-3143
	53	高齢者住宅バリアフリー改修助成の拡充【市】	65歳以上の高齢者の方がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：生活の維持向上や自立の助長につながると認める建築工事など 補助率等：1/2→2/3 補助上限：37.5万円→50万円 	高年介護課 ☎35-3178
	54	まちなか定住促進事業補助金の拡充【市】	中心市街地以外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築、取得・改修する方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・改修の場合のみ) 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円(市外からの移住の場合150万円→200万円) 	(株)まちづくり飛騨高山 ☎57-8765
	55	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の拡充【市】	飛騨地域以外から永住の意思を持って市内に転入する方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：空家の改修費用 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円 	ブランド戦略課 ☎35-3001
	56	子育て住環境整備事業補助金の拡充【市】	新たに三世代以上で同居などをするために住宅を新築、取得、改修する方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・増改築・改修の場合のみ)(令和4年3月31日までに完成・同居するもの) 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円(近居の場合50万円→66.6万円) 	子育て支援課 ☎35-3179

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合
みんなで 応援しよう	57	市街地景観保存区域建造物修景事業補助金の拡充【市】	市街地景観保存区域内の建造物の所有者	都市計画課 ☎35-3180
	58	景観重要建造物修景事業補助金の拡充【市】	景観重要建造物の所有者	
	59	景観形成事業(塀等設置)補助金の拡充【市】	板塀などを新設・改修する方	
	60	ブロック塀等対策事業補助金の拡充【市】	ブロック塀、石造、れんが造その他組積造による塀の所有者	建築住宅課 ☎35-3159
	61	伝統的大工技術等継承事業補助金の拡充【市】	地域の伝統的な技法により新築または既存の建築物の修景工事を行う方	
	62	プレミアム付き公共交通利用券の発行【市】	市民	市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、 プレミアム率50%の公共交通利用券を発行 (販売は終了) ・ 利用期間：～6月30日(水)

岐阜県非常事態対策実行中 5月9日(日)～31日(月)

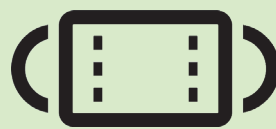
県は新規感染者数が過去最高の130人/日(5月7日現在)となり、感染力が非常に強く、若年層でも重症化すると報告されている変異株が流行するなど、感染が拡大しています。

◎市民の皆さんにお願い

- 基本的な感染予防(マスクの着用・手洗い・手指消毒・三密を避ける)
- 自宅も含め、大人数・長時間での飲食の自粛
- 河川敷などにおけるバーベキューの自粛
- 日中を含む不要不急の外出・移動の自粛
- 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往來の自粛

問合 健康推進課 ☎35-3160

☑ マスクをしよう



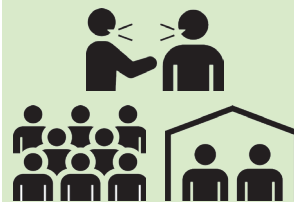
☑ 手を洗おう



☑ 手指の消毒



☑ 3密を避けよう



オールたかやまで更なる感染拡大を食い止めましょう!

編集・発行/高山市企画部広報公聴課
〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL/0577-32-3333(代)
FAX/0577-32-7000(市長室直通)
FAX/0577-35-3174(広報公聴課直通)

E-mail/kouhou@city.takayama.lg.jp
HP/https://www.city.takayama.lg.jp/
携帯用HP/http://mobile.city.takayama.lg.jp/
防災行政無線の内容は電話でも確認できます
☎0180-995-690